

長津田総合法務事務所グループ

# 長津田ハッピー通信



2月号! (第9号)



2014年2月

住所 〒226-0027 横浜市緑区長津田5-1-13  
電話 045-988-0157 FAX 045-988-0158

## 今月から保険活用編 0(▽)0 第一回は火災保険

「お金」に関する様々な情報を提供します!

### ファイナンシャルプランナー中嶋の目⑩

早いもので今年も2月に突入。一年で一寒寒いこの時期、体調にはお気を付け下さい。さて、今月からは保険についてお話させて頂きます。

火災保険は、世帯ではほとんど加入されていると言っても過言ではないでしょう。それに関わらず、ほとんどの方は、その補償内容を把握されていないのではないのでしょうか?

家庭向け火災保険は、建物と家財が補償対象となります。二つをまとめて加入する事もできますし、別々に加入する事もできます。

## 相模原で相談会を行いました!

1月18日(土)、19日(日)に相模原市立産業会館で相続・遺言・住宅ローンの相談会を行いました。

2日間で計28組のお客様にご来場頂きました。また、当日ご依頼頂いたお客様には無料で、**家族で話すハッピー相続**(代表高橋参加共著)を贈呈し、大変お喜びになって頂きました。

## 火災保険の活用①

保険料は対象物件のある、①都道府県②建物の構造③(建物の場合)延床面積で決まります。②の建物構造は、マンションなどの鉄筋コンクリート造りがM構造、鉄骨造りがT構造、木造がH構造となり、保険料はH→T→Mの順で高くなります。補償額には、時価と新価の2種類があります。

事故の際、「時価」の場合は対象物の時価を査定して支払われる事になります。建物の価値は、建築後の時間経過で下がっていきますので、仮に十数年経過後に火事になった場合、支払われる保険金は、新たに建て直す費用を下回る可能性が高くなります。

一方「新価」の場合は、建物を再度建築する事を想定しての補償額となります。現在、ほとんどの損保会社の引受は「新価」となっております。

まずは、皆様の保険証券で「時価」「新価」のどちらでご加入されているかを是非ご確認して下さい。(次号へ続く……)

## 今月は青葉公会堂にて行います!

横浜市青葉区の青葉公会堂にて、22日(土)、23日(日)にまたまた相続・遺言の無料相談会を行います!!

東急田園都市線の市が尾駅から徒歩8分の場所にご致します。また、柿生、中山、青葉台駅からバスも出ており、アクセスは非常に良好です。


今回はランドマーク税理士法人様との共催です。

※当日は混雑が予想されます。お客様の面談の時間を十分にお取りするためにも、事前の予約にご協力お願い致します。

無料 相談会の事前予約(9時~21時,土日祝日対応)

**0120-631-052**

**相続遺言・税金対策相談会**



開催日時 2月22日(土)・23日(日)  
開催場所 青葉公会堂

【面談時間】  
10時~19時

相続遺言のよろず相談・相続税のあれこれ  
生前贈与、遺産分割協議、借金問題、不動産・介護施設  
共催:ランドマーク税理士法人



ご予約、お問い合わせはこちらまで

**専用ダイヤル0120-631-052**

## 編集後記

2月になってまだ間もないですが、ソチオリンピックの開幕、都知事選、関東圏で20年ぶりの大雪など様々なニュースがありました。大雪は幸い土日に降ったので、都市機能への大打撃は防げたようです。今後、災害時の都市機能低下防止措置にも新都知事の舩添さんには期待したいです。我々長津田グループも、トラブルを未然に防げるよう徹底して職務を遂行してまいりますので、安心してお任せください。(井上 史明)